

①申請の流れについて・・・下記のとおり

- ① 新規でサービスを利用する方
- ② 要介護・要支援認定の更新を迎えた方のうち右枠の対象にならない方
- ③ 第2号被保険者（40～64歳）の方

- ① 要介護・要支援認定の結果が「非該当」で、訪問型サービス、通所型サービスの利用を希望する方
- ② 更新時に要支援1・2で訪問型サービス（ホームヘルプサービス）、通所型サービス（デイサービス）のみを利用して、今後も同様のサービスを希望し、かつ要支援認定を希望しない方

